

お知らせ なんたん



第58号(4の3)平成20年6月13日発行

市税などの納付は納期限内に！

市税などは、定められた納期限までに自主的に納めていただくことになっていま
す。納期限までに完納されない場合は、**督促手数料、延滞金が加算され、余分にご
負担いただくことになるため、納期内納付をお願いします。**

なお、滞納が長期にわたり続くと、税・料負担の公平性を確保するため財産や勤
務先などについて調査し、差押処分(滞納処分)をすることになりますので、未納
がある方は至急、市役所本庁、各支所または金融機関窓口などで納付してください。

●平成20年度 納期限一覧表

期別	軽自動車税	市府民税(普通徴収)	
		固定資産税・都市計画税	後期高齢者医療保険料 (普通徴収)
全期	4月30日(水)	—	—
第1期	/	6月30日(月)	7月31日(木)
第2期		7月31日(木)	9月1日(月)
第3期		9月1日(月)	9月30日(火)
第4期		9月30日(火)	10月31日(金)
第5期		10月31日(金)	12月1日(月)
第6期		12月1日(月)	平成21年1月5日(月)
第7期		平成21年1月5日(月)	平成21年2月2日(月)
第8期		平成21年2月2日(月)	平成21年3月2日(月)
第9期		平成21年3月2日(月)	平成21年3月31日(火)
第10期		平成21年3月31日(火)	—

※口座振替納付の方は、上記納期限日に振替します。なお、納期限日に振替できな
かった市府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税および国民健康保険税は、
翌月の13日に再振替を実施します。(金融機関休業日のときは翌営業日となります)

●督促手数料および延滞金について

納期限までに完納されない場合は、督促状を発送することになり、**督促状1通
につき手数料100円が掛かります。**また、納期限の翌日から納付の日までの期
間の日数に応じ、未納の税額に**年14.6%**(納期限の翌日から1月を経過する
日までの期間については年7.3%)の**延滞金が加算され、未納の税額とあわせ
て納付いただくこととなります。**

●滞納処分について

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないとき
は、**財産差押等滞納処分を受ける**こととなりますのでご注意ください。

*** 市税などの納付には、便利な口座振替を！ ***

口座振替の申し込み手続きは、市役所本庁、各支所および市内各取扱金融機関に
備え付けの市税等口座振替申込書に記入いただき、①預貯金通帳、②通帳の届出印、
③市税等の納付書を持参の上、取扱金融機関で手続きしてください。なお、登録手
続きに時間を要するため、振替の開始を希望される期別の前月末までにお申し込
みください。**申し込みが遅れると、振替できない場合がありますのでご注意ください。**

●取扱金融機関等 ・京都銀行 ・京都信用金庫 ・京都中央信用金庫
・京都農業協同組合 ・りそな銀行 ・ゆうちょ銀行

※軽自動車税を除く市税等については、口座振替納付済通知書は発行しませんので、
ご面倒ですが預金通帳でご確認ください。

◇問合せ先【市税各種】税務課 収納係 TEL 68-0009
【国民健康保険税】国保医療課 国保年金係 TEL 68-0011
【介護保険料】高齢福祉課 介護保険係 TEL 68-0006
【後期高齢者医療保険料】国保医療課 高齢福祉医療係 TEL 68-0011

CO₂削減/ライトダウンキャンペーンを実施します

環境省では、地球温暖化防止のためCO₂削減/ライトダウンキャンペーンを実施し
ます。期間は夏至の日(6月21日)から洞爺湖サミット初日(7月7日)で、特
に下記の日時において積極的な消灯の実施をお願いします。

●日 時 6月21日(土)および7月7日(月)午後8時~10時
●内 容 家庭や店舗の照明、屋外広告、イルミネーションなどの消灯

◇問合せ先 環境課 TEL 68-0015
全国地球温暖化防止活動推進センター URL <http://www.jccca.org/>

平成20年度固定資産税について

土地の固定資産税については、負担の均衡化を進めています。平成18年度に地
方税法が改正され、この仕組みの一部が変わりました。具体的には、その土地の評
価額(「固定資産評価基準」に基づいて評価された価格)に比べてこれまでの負担
水準が低い土地については、次の『負担調整措置』により計算した課税標準額(税
金を計算する基礎となる額)を前年度の課税標準額に加える方式となります。また、
農地にかかる負担調整措置の変更はありません。ただし、合併後新たに市街化区域
に編入された農地については、三大都市圏の特定市の市街化区域農地(特定市街化
区域農地)となることから、宅地並み評価・宅地並み課税となります。

●『負担調整措置』

土地の税負担については、一定の負担水準(住宅用地は80%、住宅用地以外は
70%)を上回る土地は引き下げや据え置きとなりますが、この負担水準を下回る
土地は税負担を上昇させ、負担水準の均衡化を促進する措置が講じられています。

住宅用地		住宅用地以外(商業地など)	
負担水準	課税標準額の求め方	負担水準	課税標準額の求め方
100%超	「評価額×住宅用地特例率」 まで下がります。	70%超	「評価額」の70%まで 下がります。
80~ 100%	「前年度分の課税標準額」を 据え置きます。	60~ 70%	「前年度分の課税標準額」 を据え置きます。
80%未満	「前年度分の課税標準額」に 「評価額×住宅用地特例率× 5%」を加えた額となります。 ただし、当該額が「評価額× 住宅用地特例率」の80%を上 回る場合には80%相当額と なり、20%を下回る場合に は20%相当額となります。	60%未満	「前年度分の課税標準額」 に「評価額×5%」を加え た額となります。ただし、 当該額が「評価額」の 60%を上回る場合には 60%相当額となり、 20%を下回る場合には 20%相当額となります。

(注)「前年度分の課税標準額」…前年に地目・用途変更などの異動があった場合は、
前年度分の課税標準額についても、すでに異動があったものとして算定した
額となります。

※平成20年度課税標準額の算定例

・住宅用地で負担水準が80%未満の場合

平成20年度課税標準額=平成19年度課税標準額+「評価額×住宅用地特例率×5%」

・住宅用地以外(商業地等)で負担水準が60%未満の場合

平成20年度課税標準額=平成19年度課税標準額+「評価額×5%」

※負担水準とは、個々の宅地の課税標準額が評価額に対して、どの程度まで達して
いるかを示すもので、次の算式により求められます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{平成19年度課税標準額}}{\text{平成20年度評価額} \times \text{住宅用地特例率}} \times 100\%$$

◇問合せ先 税務課 資産税係 TEL 68-0004
各支所 地域総務課 総務係 TEL 八木 68-0020
日吉 68-0030 美山 68-0040

平成20年度給水装置工事主任技術者試験のお知らせ

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の12第1項の規定に基づき「給
水装置工事主任技術者試験」を下記により実施します。

●試験期日 10月26日(日) ●試験地区 関西(枚方市、大阪市)

●受験資格 給水装置工事に関して3年以上の実務の経験を有する方

●受験願書 5月26日(月)~7月4日(金)に頒布

・直接、財団法人 給水工事技術振興財団へお越しの場合、1部200円
・郵送希望の場合、1部500円(送料含む)を現金書留で送金してください。

●書類提出先 財団法人 給水工事技術振興財団 ●受験手数料 16,800円

●受付期間 7月11日(金)まで ※土・日曜日を除く

※郵送の場合は逓込記録郵便をもって送付すること。(平成20年7月
11日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける)
※提出書類および受験手数料は、受付後は返却しません。

◇申込・問合せ先 財団法人 給水工事技術振興財団 国家試験部国家試験課
〒103-0015 東京都中央区日本橋筋崎町4番7号 日本橋安藤ビル
TEL (03) 5695-2511 FAX (03) 5695-2501
URL <http://www.kyuukou.or.jp>